

イワタニ四国株式会社
一般事業主行動計画

従業員がその能力を十分発揮できるような働きやすい環境整備、労働条件の改善を積極的に推進し、企業としての社会的責任を果たしていくため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2028年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：育児休業期間中の社員の職業能力開発・向上など、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

- 2023年4月～ 社員のニーズを調査し、現状を把握する。
育児休業中の社員の職業能力開発・向上および仕事と育児の両立不安を解消する情報提供などの支援策を実施する。

目標2：計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

【男性社員】計画期間中に10%以上取得すること

【女性社員】子供の出生時における取得率を100%にすること

<対策>

- 2022年 4月～ 男性の育児休業取得促進のため、対象者へ育児休業制度の周知徹底と意識啓発を図る。
- 2022年 4月～ 女性の育児休業取得対象予定者に個別に育児休業制度の説明をし、取得促進を図る。

目標3：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする

<対策>

- 2025年 7月～ ノー残業デーの実施
- 2026年 1月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取り組み実施
各部署における問題点の検討